

明日香村阪合地区市街化促進支援業務委託に係る審査項目及び審査基準

| 審査項目 | 配点 | 評価の観点 | 評価 | | | | |
|------------|-----|---|----------|----|----|----------|----|
| | | | 特に 良い | 良い | 普通 | やや 劣る | 劣る |
| 提案 内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・世話人会の設立及び運営支援の内容が的確で具体的な提案となっているか。 ・過年度業務の成果を踏まえ、業務区域全体についての全体計画概要案を作成するための的確で具体的な提案となっているかどうか。 ・土地区画整理事業以外の手法について整理方法が具体的な提案かどうか。 | 30 | 24 | 18 | 12 | 6 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会（又は準備会）の設立及び運営支援 | 30 | 24 | 18 | 12 | 6 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者（業務代行者候補等）の事業参画への取組支援 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 |
| 業務実施体制及び実績 | 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・知識と経験を有する責任者、技術者を配置しているか。 ・業務量に見合った人員体制となっているか。 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・過去において同種、類似業務の実績を有しているか。 ※ 1点×実績件数（最高で5点） | ※ | | | | |
| 見積額 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・もっとも安価な見積額を提示した提案者の見積額を基準とする。 ※ 5点×（最も安価な見積額÷当該提案者の提示する見積金額） （小数点第1位切り捨て） | ※ | | | | |
| 合計点数 | 100 | | | | | | |

■ 基準点は60点とし、平均評価点数が60点未満の提案を行った者は、選定対象としない。